

## 建蔽率の緩和(法第53条第3項第一号)

法第53条第3項第一号により建蔽率に1/10を加える緩和の対象

**防火地域** (第1項第二号～第四号により建蔽率が8/10の地域を除く)

### イ. 耐火建築物等

- ・耐火建築物  
又は
- ・耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物  
(令第135条の20第1項)

### 準防火地域

#### イ. 耐火建築物等

- ・耐火建築物  
又は
- ・耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物  
(令第135条の20第1項)

又は

#### ロ. 準耐火建築物等

- ・準耐火建築物  
又は
- ・準耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物  
(令第135条の20第2項)